

離婚したときの各窓口のお知らせ

令和8年4月現在

離婚届について

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙にご夫妻双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、これまでどおり父母の一方を親権者とすることも可能ですし、父母双方が親権を持つ「共同親権」の選択も可能です。

【届出に必要なもの】

●本人確認書類

- ・1点で本人確認できるもの：官公庁が発行した顔写真付で身分が証明できるもの、個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ・本人確認に2点必要なもの：健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、学生証、社員証など

●離婚届出用紙

【届出ができるところ】 ※開庁時間外は市役所第2庁舎警備員室で24時間受付いたします。

●市役所戸籍住民課 開庁時間：平日8時45分～17時15分

住所：千歳市東雲町2丁目34番地 TEL：24-0264（直通）

●各支所 開庁時間：平日8時45分～17時15分

- ・向陽台支所（住所：千歳市若草4丁目13番地の1 TEL：28-6131）
- ・東部支所（住所：千歳市東丘824番地の121 TEL：21-3131）
- ・支笏湖支所（住所：千歳市支笏湖温泉3番地 TEL：25-2004）

※各支所ではできない手続きがあります。詳細はお問合せ願います。

住所の手続き

転入・転出・転居の
チェックシートも確
認願います。

該 当	手 続 済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		住所が変わる方	離婚と同時に千歳市にお住まいになる方（転入）、市内でお引越される方（転居）、市外に引っ越される方（転出）はそれぞれ異動届出が必要になります。	第2庁舎 1階1番 戸籍住民課 戸籍住民係 TEL 24-0264 1階1-6番 戸籍住民課 主査（個人番号 カード担当） TEL 24-0127 ※個人番号カードに貼ること
		前配偶者と同居 中の方	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方は世帯分離の手続きのため、異動届出が必要になります。 必要なもの：本人確認書類、印鑑（朱肉を使うもの）	
		旧姓で印鑑登録 をしていた方	旧姓の印鑑で印鑑登録している場合、自動的に登録廃止になります。再度登録が必要な場合は、新氏の印鑑で登録し直し願います。 必要なもの：本人確認書類、登録する印鑑（朱肉を使うもの）	
		旧姓併記を したい方	所定の手続きが必要となります。詳しくは、戸籍住民係職員に申し出願います。 必要なもの：婚姻後の戸籍謄本、本人確認書類	
		個人番号カード をお持ちの方	カードの券面記載事項変更等の手続きが必要です。 必要なもの：個人番号カード、登録した暗証番号	
		個人番号通知カード をお持ちの方	法改正のため、氏名変更の記載を行うことはできません。	

年金・健康保険・医療助成・介護

該 当	手 続 済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた 必要なもの	窓口
		国民年金の氏名変 更	年金を受給している方 ※共済年金のみを受給している方は共済組合へ届出届出について確認しますので、年金係へお越し願います。	第2庁舎 1階1-5番 戸籍住民課年金係 TEL 24-0267
		国民年金の加入	配偶者の扶養から外れる方 必要なもの：健康保険資格喪失証明書（写し可）、年金手帳 または基礎年金番号通知書	
		国民健康保険（国保） に加入している方	国民健康保険資格確認書の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：変更前の国民健康保険資格確認書、限度額適用認定証などの各認定証（いずれも交付されている方のみ）	第2庁舎 1階2番 国保医療課
		配偶者の扶養から 外れる方	千歳市国保に加入される方は、健康保険資格喪失証明書（扶養削除の証明書）を持参の上、加入手続きが必要です。	国保料係 TEL 24-0279
		後期高齢者医療制 度に参加している 方	75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方で、後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方で姓など記載内容に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：変更前の後期高齢者医療資格確認書	第2庁舎 1階2番 国保医療課 後期高齢者医療係 TEL 24-0273
		重度心身障がい者 医療費受給者証を お持ちの方	主たる生計維持者や受給者証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：受給者証	第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289
		子ども医療費受給 者証をお持ちの方	主たる生計維持者や受給者証の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：受給者証	
		ひとり親家庭等に 該当する方	ひとり親家庭等医療費助成を申請する方 必要なもの：加入している保険の資格確認書または個人番号カード、戸籍謄本 ※所得・課税証明書または個人番号カードが必要な場合もあります。	
		未熟児養育医療券 をお持ちの方	主たる生計維持者や医療券の記載に変更がある方は変更手続きが必要です。 必要なもの：医療券	
		介護保険証をお持 ちの方	姓が変わる方は介護保険証の氏名変更が必要です。 必要なもの：変更前の介護保険証	第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護保険係 TEL 24-0297

こども

該当	手続済	該当する方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		児童手当・特別児童扶養手当を受給している方	受給要件の確認が必要なため、窓口へお越し願います。	第2庁舎 1階3番 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328
		高校生（障がいがある場合19歳）までのお子さんを養育している方	児童扶養手当等の要件確認が必要なため、窓口へお越し願います。	
		学童クラブ・ランドセル来館に入所している子がいる方	保護者の氏名・世帯の変更が必要です。 ※受付窓口にてご相談願います。	第2庁舎 1階3番 こども政策課 保育係 TEL 24-0340
		認定こども園・保育園などに入園している子がいる方	保護者の氏名・世帯の変更が必要です。 ※受付窓口にてご相談願います。	
		就学援助の申請	経済的理由により給食費や学用品などの負担が困難な児童生徒（小・中学校）の保護者に必要な援助を行っています。詳しくは窓口又は学校にご相談願います。	第2庁舎 2階10番 学校教育課 学校教育係 TEL 24-0839

障がい

該当	手続済	該当する方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		身体障害者手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：身体障害者手帳、個人番号のわかるもの	第2庁舎 1階6番 障がい者 支援課 自立支援係 TEL 24-0327 FAX 23-6700
		療育手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：療育手帳 ※18歳未満の方はこども家庭課（1階3番）で手続き願います。	
		特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給の方	姓や扶養義務者が変わる方は変更手続きが必要です。 必要なもの：個人番号のわかるもの	
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：精神障害者保健福祉手帳、個人番号のわかるもの	
		自立支援医療受給者証をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：自立支援医療受給者証、健康保険の資格情報がわかるもの、個人番号のわかるもの	
		福祉サービス受給者証をお持ちの方	姓が変わる方は氏名変更が必要です。 必要なもの：福祉サービス受給者証、個人番号のわかるもの	

税・料金

該当	手続済	該当する方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		税・料などを口座振替されている方	口座名義等が変更になる場合は、手続きが必要です。 必要なもの：預金通帳、通帳の届出印 ※ 各担当課または市内金融機関の窓口でも手続きができます。 ※ ゆうちょ銀行の口座振替解約は、直接ゆうちょ銀行窓口で手続き願います。	第2庁舎 1階5番 会計課 TEL 24-0767
		上下水道契約がある方	姓などが変わる場合は、名義変更が必要です。 【お電話で手続きできます。】	水道局 料金センター TEL 24-3253

その他

該当	手続済	手続きが必要な方	必要な手続き・必要なもの	窓口
		市営住宅にお住まいの方	市営住宅の入居者で姓が変わる方は、氏名変更の手続きが必要です。 必要なもの：世帯全員の住民票又は戸籍全部事項証明書	千歳市営住宅 窓口センター 幸町3丁目15 番地エレガン スビル1階 TEL 0800-800-1945
		犬を飼っている方	犬を飼っている方で姓が変わる方は、氏名変更の手続きが必要です。	第2庁舎 2階9番 市民生活課 生活環境係 TEL 24-0261

- ◆ 住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本の交付は、市役所戸籍住民課および各支所等で次のとおり取扱いしています。
市役所戸籍住民課および各支所：平日 8時45分～17時15分（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

* 手続きに関する情報は、千歳市のホームページにも詳しく掲載しています。

千歳市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/>

受理証明書について

<受理証明書とは>

- 各種届出（婚姻、出生、死亡、離婚等）が受理されたことを証明します
- 戸籍に記載されるまでの間、その届出の証明が必要な時等に使われます
- 外国人の場合は、身分行為を証明するため等に使われます
- 対象となる方…千歳市で戸籍の届出を提出された方
- 申請期間…戸籍の届出の受理確認後に発行可能です（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）
- 証明手数料…350円（普通紙、文字のみ、A4縦サイズ）

<注意点>

- 千歳市以外の自治体へ戸籍の届出を提出した場合には、千歳市では上記証明書の発行ができません。
- 日本で戸籍の届出を提出していない方の証明は発行できません。大使館等へお問合せ願います。